

陳情第 3 2 号		受理年月日	令和 7 年 5 月 2 3 日
付託委員会		環 境 水 道 委 員 会	
件 名	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデン B O N J O N O において、厨房排気ダクトに北九州市火災予防条例違反のダクトが施工されていることについて		
要 旨			
北九州市は、環境未来都市北九州市の主要プロジェクトとして城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業を推進してきた。平成 24 年度に策定された城野ゼロ・カーボン先進街区まちづくりガイドラインでは「誰もが安全、安心して暮らせるまちづくり」に向けて「災害時の生活者の安全を確保するために、先進街区全体の防災機能を充実させる」ことなどが挙げられている。 ところが、本物件（事業者：東宝ホーム株式会社、設計監理：久保建築設計、施工：赤尾組、以下「事業者ら」という）において、厨房設備の排気ダクトの形状の不適合といった北九州市火災予防条例に違反した施工が確認されたことにより、令和 5 年陳情第 150 号を申し出た次第であり、環境水道委員会で取り上げていただき継続審査となった。 経緯は、2022 年 10 月 31 日に市消防局指導課による本物件 3 世帯へ最初の立入検査が実施された際、厨房排気ダクトに火災予防条例違反のダクト施工が確認され、即日、その住戸の区分所有者に対して、文書による改善指示が行われた。さらに 2025 年 5 月 14 日に他 5 世帯への立入検査が再度行われた。その 5 世帯に新たに火災予防条例違反の排気ダクト施工が確認され、所有者に対して改善指示が行われた。これまで消防局が立入検査した 8 世帯の全てに火災予防条例違反排気ダクトが施工されていた事実より、本物件全 60 戸に違反ダクトが施工されている可能性が高く、集合住宅としての防災機能が欠如していると言わざるを得ない。 事業者らは、レンジフードに接続するのが容易なため条例違反のフレキシブルダクトを使用することは一般的であり、これまで消防局から指摘を受けたことはないなどとの弁明を続けているが、新築申請時は条例			

に適合したスパイラルダクトで申請しており、かつ、この間も事業者らに行政指導が行われたことが環境水道委員会などの審議で明らかとなっている。

本来、事業者らが火災予防条例を遵守すれば、市民個人が改善指示を受けることを防げた事案である。また、市民である区分所有者個人に修繕責任が生じており、負担を求めないように対応していただきたい。本案件は、北九州市がリーディングプロジェクトとして形成してきた本物件における最低限の火災発生に対する安全性を揺るがす問題である。市当局による全容把握と抜本的かつ厳正な対応をお願いする次第である。

陳情事項

（１）本物件の全世帯の厨房ダクトの施工について、火災予防条例に適合しているのかどうか、北九州市当局が主導して事業者らと調査を行っていただきたい。

（２）本物件の厨房に火災予防条例違反ダクトが確認された場合、市民の費用負担なく修繕できるよう、北九州市当局において事業者らに主導的な対応を行っていただきたい。